

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成29年1月17日

関東地方整備局

利根川上流河川事務所長 横森 源治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、利根川上流河川事務所の既設の揚排水ポンプ設備（以下「当該設備」という。）の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、設備の機能・性能に影響を及ぼす「分解整備や設備更新等の修繕工事」とする。修繕工事とは、設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）」させるために行う工事であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備は、その機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・据付したもので、修繕工事にあたっては受注者等のみが保持する技術が必要である。

よって、当該設備を修繕する必要性が生じた際は、当該設備の受注者等を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、受注者等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修繕工事を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、受注者等を修繕工事受注予定者とする。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、受注者等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修繕工事受注予定者を決定する。

また、当事務所は当該設備に修繕の必要性が生じたときのみ、本公示の手続きによって特定された修繕工事受注予定者と修繕工事に関する工事契約を結ぶこととし、修繕工事の必要性が生じなかった場合は契約手続を行わないこととする。ただし、本公示による手続き後に当事務所が修繕工事を依頼できる期間は平成30年3月31日までとする。

2. 施工概要

(1) 件名 H29利根川上流河川事務所揚排水ポンプ設備修繕

- (2) 対象設備 別表「修繕対象設備一覧表」参照
- (3) 施工内容 利根川上流河川事務所の既設の揚排水ポンプ設備について、別途修繕工事の契約手続きを行った際、当該設備の修繕工事を行うこと。
修繕工事の施工に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

3. 応募要件

- (1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成 29・30 年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち定期受付において機械設備工事に申請を行い受理されている者で、平成 29 年 4 月 1 日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ① 設備毎に検査・試験に関する自らの体制を証明できること。
- ② 発注者からの修繕に関する問い合わせに対応できる体制が整っていること。

3) 実績に関する要件

設備毎に、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した同種・同規模の揚排水ポンプ設備を「自ら製作・据付」した実績を有すること（別紙「応募要件付表」参照）。

なお、「自ら製作・据付」とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプ設備を現地に据付し、試運転までを実施した場合とする。

4) 工事施工体制について

本手続きにおいては、対象となる修繕工事の内容が事前に確定しているものではないことから、配置予定技術者を応募要件に設定しないが、本手続きによる修繕

工事の契約時には揚排水ポンプ設備に関する知識を有し、新設又は修繕工事に携わった経験を有する監理（主任）技術者を配置するものとする。

4. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1

利根川上流河川事務所 経理課

電話 0480-52-3953

F A X 0480-52-3250

② 技術関係

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1

利根川上流河川事務所 施設管理課

電話 0480-52-3961

F A X 0480-52-9836

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成29年1月17日（火）から平成29年2月3日（金）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。）

交付場所等：上記(1)②に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年2月6日（月）17時15分。

提出場所等：上記(1)②に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または F A X（着信を確認すること）すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。

平成29年2月27日（月）17時15分

(4) 3. (1) ②に掲げる競争参加資格については、申請を行い受理されている者で、平成29年4月1日に認定がなされる者であることが条件となり、平成29年4月1日に競争参加資格の認定がなされない場合は、応募要件を有しない者のした参加意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、応募は無効となる。

(5) 本公示に対する応募の単位は、別表「修繕対象設備一覧表」の設備毎とし、一つの参加意思確認書で複数の設備の修繕希望を応募することはできない。

(6) 詳細は業務説明書による。

応募要件付表

No	設備名称	応募要件		備考
		(1) 基本的要件	(3) 実績に関する要件	
		②(※1)	施工実績(企業)	
		機械設備工事	同種・同規模の施工実績(経験)(※2)	
①	監視操作制御設備	○	○	
②	主ポンプ設備	○	○	
③	主原動機	○	○	
④	動力伝達装置	○	○	
⑤	燃料系統機器設備	○	○	
⑥	冷却水系統機器設備	○	○	
⑦	始動系統機器設備	○	○	
⑧	清水系統機器設備	○	○	
⑨	自家発電設備	○	○	
⑩	受変電設備	○	○	
⑪	直流電源設備	○	○	

※1: 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)一般競争(指名競争)入札参加資格

※2: 下記に参加を希望する設備の揚排水機場毎の「同種・同規模」は下表のとおり。

同種・同規模の定義

No	揚排水機場名称	同種	同規模	備考
排①	休泊川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒10m ³ 以上であること。	
排②	新堀川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が横軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒2.5m ³ 以上であること。	
排③	谷田川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒10m ³ 以上であること。	
排④	谷田川第二排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が横軸渦巻式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒3.3m ³ 以上であること。	
排⑤	谷田川第一排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒4.95m ³ 以上であること。	
排⑥	蓮花川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒5m ³ 以上であること。	
揚①	渡良瀬貯水池機場	河川における利水を目的とした揚水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒10m ³ 以上であること。	
揚②	ヨシ原浄化取水機場	河川における水中ポンプであること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒1.25m ³ 以上であること。	
揚③	ヨシ原浄化第2取水機場	河川における水中ポンプであること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒1.25m ³ 以上であること。	
揚④	ヨシ原浄化送水機場	河川における水中ポンプであること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒2.5m ³ 以上であること。	

別表

修繕対象設備一覧表(排水ポンプ①)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		機側操作盤類	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		補助継電器盤類	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		系統機器盤類	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		遠隔監視設備	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		主配管	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		吐出弁	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		逆流防止弁	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
③	主原動機	ディーゼル機関	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機(流体継手付き)	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		燃料小出槽	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		燃料移送ポンプ	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	冷却装置(管内クーラ)	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		膨張タンク	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		清水ポンプ	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
⑦	始動系統機器設備	空気圧縮機	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		始動空気槽	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		自家発電機装置	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	
		蓄電池	休泊川排水機場	㈱荏原製作所	

別表

修繕対象設備一覧表(排水ポンプ②)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		機側操作盤類	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		系統機器盤類	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		遠隔監視設備	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
②	主ポンプ設備	横軸斜流ポンプ	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		主配管	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		吐出弁	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		管理運転弁	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		逆流防止弁	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
③	主原動機	ディーゼル機関	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		排気消音器	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		遠心クラッチ	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		燃料小出槽	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		燃料移送ポンプ	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	冷却水ポンプ	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		熱交換器	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
⑦	始動系統機器設備	真空ポンプ	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		空気圧縮機	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		始動空気槽	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
⑧	清水系統機器設備	給水ポンプ類	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		水槽類	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		自家発電装置	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	新堀川排水機場	㈱日立製作所	
		蓄電池	新堀川排水機場	㈱日立製作所	

別表

修繕対象設備一覧表(排水ポンプ③)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		機側操作盤類	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		補助継電器盤類	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		系統機器盤類	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		遠隔監視設備	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		主配管	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		吐出弁	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		逆流防止弁	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
③	主原動機	ガスタービン(減速機内蔵)	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		燃料小出槽	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		燃料移送ポンプ	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	潤滑水ポンプ	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		自家発電機	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	谷田川排水機場	(株)西島製作所	
		蓄電池	谷田川排水機場	(株)西島製作所	

修繕対象設備一覧表(排水ポンプ④)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	機側操作盤類	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
②	主ポンプ設備	横軸渦巻ポンプ	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
		主配管	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
		吐出弁	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
		逆流防止弁	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
③	主原動機	電動機	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	冷却水ポンプ	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
⑦	始動系統機器設備	真空ポンプ	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
⑩	受変電設備	高圧受電盤	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	
		変圧器盤	谷田川第二排水機場	(株)荏原製作所	

修理対象設備一覧表(排水ポンプ⑤)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		機側操作盤類	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		遠隔監視設備	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		主配管	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		吐出弁	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		逆流防止弁	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
③	主原動機	ガスタービン(減速機内蔵)	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		燃料小出槽	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		燃料移送ポンプ	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		自家発電装置	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	
		蓄電池	谷田川第一排水機場	㈱荏原製作所	

修繕対象設備一覧表(排水ポンプ⑥)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		機側操作盤類	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		補助継電器盤類	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		系統機器盤類	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		遠隔監視設備	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		水中ポンプ	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		主配管	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		吐出弁	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		逆流防止弁	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
③	主原動機	ディーゼル機関	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		燃料小出槽	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		燃料移送ポンプ	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	冷却装置(管内クーラ)	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		冷却装置(クーリングタワー)	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		冷却水ポンプ	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		潤滑水ポンプ	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
⑦	始動系統機器設備	空気圧縮機	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		始動空気槽	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		自家発電装置	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	
		蓄電池	蓮花川排水機場	㈱荏原製作所	

別表

修繕対象設備一覧表(揚水ポンプ①)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	集中操作設備	渡良瀬貯水池機場	(株)クボタ	
		監視盤類	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		機側操作盤類	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		補助継電器盤類	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		系統機器盤類	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		計装設備(水位計・流量計)	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		主配管	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		吐出弁	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		逆流防止弁	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
③	主原動機	電動機	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		液体抵抗器	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	潤滑水ポンプ	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	

修繕対象設備一覧表(揚水ポンプ②)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	ポンプ盤類	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	
		計装設備(水位計)	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	
②	主ポンプ設備	コラム型水中軸流ポンプ	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	
		主配管	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	
		逆流防止弁	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	

修繕対象設備一覧表(揚水ポンプ③)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	ポンプ盤類	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	
		計装設備(水位計)	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	
②	主ポンプ設備	コラム型水中斜流ポンプ	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	
		主配管	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	
		逆流防止弁	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	

修繕対象設備一覧表(揚水ポンプ④)

No.	設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
①	監視操作制御設備	ポンプ盤類	ヨシ原浄化送水機場	(株)クボタ	
		計装設備(水位計)	ヨシ原浄化送水機場	(株)クボタ	
②	主ポンプ設備	コラム型水中軸流ポンプ	ヨシ原浄化送水機場	(株)クボタ	
		主配管	ヨシ原浄化送水機場	(株)クボタ	